

令和6年（行ウ）第386号 国葬関連文書「不存在」決定処分取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人Tansa

被告 国（処分行政庁：内閣官房内閣総務官、内閣府大臣官房長）

準備書面（4）

令和8年3月6日

東京地方裁判所民事第3部A2係 御中

被告指定代理人	志	水	崇	通
	鬼	頭	忠	広
	鈴	木	吉	憲
	藤	牧	高	浩
	岡	田	健	斗
	富	永	健	嗣
	岸		彩	子
	林		花	梨
	渡	邊	栄	璃
	柳	澤	泰	洋
	村	松		剛
	松	下	謙	祐
	山	本	幹	人

目 次

第 1	本件開示請求 1 及び本件開示請求 2（以下、これらを併せて「本件各開示請求」という。）の対象文書が甲 9 文書以外に現に甲第 3 5 号証として存在するにもかかわらず、これを開示しなかった本件各不開示決定は国賠法上違法である旨の原告の主張は理由がないこと.....	4
1	原告の主張.....	4
2	被告の反論.....	4
(1)	行政機関の長は、開示請求書の記載によって特定された行政文書を開示すれば足り、補正がされた場合は、補正により特定された行政文書を開示すれば足りること.....	4
(2)	甲 3 5 文書が本件各開示請求に係る行政文書に該当しないこと	5
(3)	甲 3 5 文書が、本件各開示請求に係る行政文書に該当する旨の原告の主張は理由がないこと.....	6
(4)	甲 3 5 文書を本件各開示請求に係る行政文書として開示しなかった本件各不開示決定に国家賠償法上の違法は認められないこと.....	7
(5)	小括.....	10
第 2	甲 3 5 文書が他の文書も存在することを推察させる旨の原告の主張は理由がないこと.....	10
1	原告の主張.....	10
2	被告の反論.....	10
第 3	国葬儀についての検討態勢に係る原告の主張は理由がないこと	11
1	原告の主張.....	11
2	被告の反論.....	12
第 4	原告の求釈明事項に対する回答.....	13
1	「被告は、本件開示請求の対象文書の意味を具体的にどのような内容と解釈したのか。」（原告第 2 準備書面第 4 の 4 (1) ・ 1 0 及び 1 1 ページ）について	

.....	13
2 「文書類型(ii)、(vi)、(vii)で、①または②に該当するとされた文書につき、 それぞれ、以下の事項を明らかにされたい。なお、各類型に該当する文書が複数 存在する場合には、それぞれの文書ごとに、個別に、(1)～(5)を明らかにされ たい。」(原告第2準備書面第4の4(2)・11ないし13ページ)について	14
3 「内閣法制局への照会内容について」(原告第2準備書面第4の4(3)・13 ページ)について.....	15
4 甲35文書が国民にいつ公開されたのか(令和7年12月23日の第5回口 頭弁論調書2ページ)について.....	16

被告は、本準備書面において、原告の2025年（令和7年）12月22日付け第2準備書面（以下「原告第2準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論するとともに（後記第1ないし第3）、原告の求釈明事項について必要と認める範囲で回答する（後記第4）。

なお、略語については、本準備書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 本件開示請求1及び本件開示請求2（以下、これらを併せて「本件各開示請求」という。）の対象文書が甲9文書以外に現に甲第35号証として存在するにもかかわらず、これを開示しなかった本件各不開示決定は国賠法上違法である旨の原告の主張は理由がないこと

1 原告の主張

原告は、「安倍元総理大臣の葬儀の形式について」と題する文書（甲35。以下「甲35文書」という。）が、①「甲9と同一日・同一名義で作成された文書」であり、②甲35文書の「内容的に国葬儀を閣議決定で行うことに関する」上、③甲35文書の「2」の見出しには、「(内閣法制局も了承)」と明記されていることから、本件各開示請求の対象文書である「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」（なお、補正により除かれた文書部分については、本準備書面では、記載を省略する。以下同じ。）に該当すると主張する。

また、原告は、上記主張を前提として、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長が、甲35文書を開示しなかった本件各不開示決定には国賠法上の違法があると主張する。（以上につき原告第2準備書面2ないし5ページ）

2 被告の反論

(1) 行政機関の長は、開示請求書の記載によって特定された行政文書を開示す

れば足り、補正がされた場合は、補正により特定された行政文書を開示すれば足りること

情報公開法に基づく開示請求に当たっては、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項を開示請求書に記載すべきことが定められている（情報公開法4条1項2号）。したがって、開示請求に係る文書が特定されていることは、開示請求が適法となるための要件であり、開示請求を受けた行政機関の長は、開示請求書に記載された行政文書を特定するに足りる事項によって、いかなる文書が請求の対象となっているかを判断すべきであるのが原則である。そのため、開示請求書の記載によって開示請求に係る文書が特定されていると認められる場合には、行政機関の長は開示請求書の記載によって特定された文書を開示すれば足りると解するのが相当である。他方、行政機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、行政機関の長は補正を求めることができる（情報公開法4条2項）。そして、補正により開示請求に係る文書が特定されるに至った場合には、行政機関の長は、補正によって特定された文書を開示すれば足りると解される。

本件各開示請求に係る行政文書は、答弁書第6の2(2)ア及び同(3)ア（19及び20ページ）で述べたとおり、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」と特定された。

したがって、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長は、それぞれ、上記のとおり特定された行政文書を開示すれば足りる。

(2) 甲35文書が本件各開示請求に係る行政文書に該当しないこと

甲35文書は、作成名義人である「内閣官房・内閣府」が、「安倍元総理大臣の葬儀の形式について」記載した文書であり、「1 過去の例」として、政府が関与した元総理の葬儀の形式、「2 国葬儀を政府が決定すること」として、「閣議決定を根拠に国の儀式である国葬儀を実施することは可能」である

との法的整理、「3 安倍元総理の場合」の葬儀の形式として、「国が執行者となり、全額国費で行われる国葬儀（＝吉田元総理の例）の形式で実施することが適当であると考えられる」ことが記載されている。

このような甲35文書は、内閣官房及び内閣府が、「安倍元総理大臣の葬儀の形式について」記載した文書ではあるものの、その記載された内容に照らし明らかなように、内閣官房及び内閣府が「令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容」は記録されていないから、甲35文書は、「令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書」ではない。

したがって、甲35文書は、本件各開示請求に係る行政文書である「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」には該当しない。

(3) 甲35文書が、本件各開示請求に係る行政文書に該当する旨の原告の主張は理由がないこと

ア これに対し、原告は、前記1のとおり、①甲35文書が「甲9と同一日・同一名義で作成された文書」であり、②甲35文書の「内容的に国葬儀を閣議決定で行うことに関する」上、③甲35文書の「2」の見出しには、「(内閣法制局も了承)」と明記されて」いるから、甲35文書は、本件各開示請求に係る行政文書に該当すると主張する。

イ しかし、①の事実（甲35文書が「甲9と同一日・同一名義で作成された文書」であるという事実）は、そもそも補正において記載して特定された行政文書の内容とは関係のない事情であって、本件各開示請求に係る行政文書の特定に関係がない。

したがって、①の事実をもって、甲35文書が本件各開示請求に係る行政文書に該当するとはいえない。

ウ また、②の事実（甲35文書が「内容的に国葬儀を閣議決定で行うことに関する」ということ）についてみても、前記(1)で述べたとおり、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長は、補正により特定された行政文書を開示すれば足りるところ、補正により特定された行政文書は、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」（下線は引用者。以下同じ。）であって、「国葬儀を閣議決定で行うことに関する文書一切」ではない。

そして、前記(2)のとおり、甲35文書は、「令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書」ではないのであるから、②の点をもって甲35文書が本件各開示請求に係る行政文書に該当するとはいえない。

エ さらに、③の事実（甲35文書の「2」の見出しには「(内閣法制局も了解)」と明記されて」いること）についてみても、甲35文書の「2 国葬儀を政府が決定すること」の見出しの直後に付記された「(内閣法制局も了解)」という記載は、その記載箇所、記載の体裁及び記載の内容に照らせば、作成名義人である内閣官房及び内閣府の法的整理である「国葬儀を政府が決定すること」ということについて、内閣法制局が甲35文書作成当時に了解していたことについて補足的に記載しているにすぎず、内閣官房及び内閣府が上記付記をもって甲35文書に「令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した」わけではない。

オ 以上のとおりであるから、原告の主張する前記1の①ないし③の点をもって、甲35文書が本件各開示請求に係る行政文書に該当するとは認められない。

(4) 甲35文書を本件各開示請求に係る行政文書として開示しなかった本件各不開示決定に国家賠償法上の違法は認められないこと

ア 原告は、国民一般には公開しながら、原告に対しては本件各開示請求に係る行政文書である甲 3 5 文書を存在しないとして開示しなかったことは、文書の存在を認識しながら不存在であるとして開示しなかったものであるから、国家賠償法（以下「国賠法」という。） 1 条 1 項にいう故意又は少なくとも職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と行った過失が認められ、違法であると主張する（原告第 2 準備書面 5 及び 6 ページ）。

イ しかし、答弁書第 8（24 ページ）で述べたとおり、国賠法 1 条 1 項の「違法」とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えることをいい、当該公務員の職務遂行に国賠法上の違法があったというためには、単に同行為により権利侵害があったというだけでなく、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と職務行為を行ったと認め得るような事情があることを要するのであって、このような事情がある場合に限って、当該公務員の職務遂行が国賠法上違法であるとの評価を受けるのである。

そして、前記(1)のとおり、情報公開法に基づく開示請求を受けた行政機関の長は、補正により開示請求に係る行政文書として特定された文書を開示すれば足りるところ、前記(2)のとおり、甲 3 5 文書は本件各開示請求に係る行政文書に該当しないから、甲 3 5 文書を開示しなかった本件各不開示決定に違法はない。

また、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長において、甲 3 5 文書が、補正により特定された本件各開示請求に係る行政文書に該当しないと判断したことは、前記(2)で述べた甲 3 5 文書の内容に照らし、合理的である。

したがって、職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と職務行為を行ったと認め得る事情がある場合には該当しない。

ウ そもそも被告の令和7年12月16日付け準備書面(3) (以下「被告準備書面(3)」という。)第3の1(2)(6ないし13ページ)で詳述したとおり、原告からは、本件訴訟外において、安倍元総理の国葬議等に関する文書について、多数の開示請求がされ、内閣官房及び内閣府において、既に延べ数万ページに及ぶ行政文書の開示決定をしている。

甲35文書についても、㊷内閣官房につき、「㊸2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣官房内への報告にかかる記録一切。※いずれも内閣法制局一第20号令和4年8月18日付けの通知書で開示された「応接録」(同封)を参照してください。」(被告準備書面(3)第3の1(2)表1の4。甲33)及び「㊹令和4年7月22日の閣議決定「故安倍晋三の葬儀の執行について」の決定過程において作成・使用された文書及び電磁的記録等一切」(同表1の13。甲36)の各開示請求において、また、㊺内閣府につき、「㊸2022年7月12日～14日に内閣法制局に国葬儀を閣議決定することについて相談した内容について、内閣府内への報告にかかる記録一切。※いずれも内閣法制局一第20号令和4年8月18日付けの通知書で開示された「応接録」(同封)を参照してください。」(同表2の5。甲34)及び「㊻故安倍晋三国葬儀閣議決定等決裁等(作成・取得年度等：2022年度、府省庁名：内閣府、大分類：管理、中分類：政府主催式典関係)」(同表2の12。甲38)の各開示請求において、いずれも開示している。

それにもかかわらず、本件各開示請求に限り、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長において、本件各開示請求に係る行政文書として甲35文書が存在することを認識しながら、あえて同文書を不存在であるとして開示しない決定をすることはおよそあり得ない。

エ したがって、内閣官房内閣総務官及び内閣府大臣官房長に、国賠法上の故意はもとより、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と本件

各不開示決定を行ったと認め得る事情もないから、国賠法上違法の評価を受ける余地はなく、原告の前記アの主張は理由がない。

(5) 小括

以上のとおりであるから、原告の前記 1 の主張は理由がない。

第 2 甲 3 5 文書が他の文書も存在することを推察させる旨の原告の主張は理由がないこと

1 原告の主張

原告は、甲 3 5 文書の「国葬令のような国民一般に喪を服することを強制するような取扱いをしない場合には、法的根拠を与えるための立法行為は必要ないこと」との記載が、甲 9 文書には含まれていないところ、この記載が「どのような経緯で甲 3 5 文書に含まれるに至ったかは不明であるが」、令和 4 年「7 月 1 2 日から同月 1 4 日までの間に、内閣法制局側から「修正に関する連絡」と（ママ）受けて加筆されたものと考えられる」とする。その上で、原告は、上記記載について、「憲法との関係ないし法律事項であるかどうかの判断を含むものであり、（中略）内閣法制局が指導・関与して規定されたと考えられる」、「その重要性に照らせば、内閣法制局と内閣官房・内閣府との間のやり取りのすべてが口頭で行われたとは到底考えられず、互いの認識を確認するために文書（メール等を含む。）が使われたはずであるし、内閣官房・内閣府の部内あるいは上級者への報告等においても、内閣法制局の意見等を記載して上級者の見解を求める等したはずである」ことや「決裁ラインに関係者が多数いる」ことから、「随時の報告や相談などが電子メールその他の文書でなされなかったことや、それら文書が保存されなかったことはおよそ考えられない」と主張する（原告第 2 準備書面 5 ないし 8 ページ）。

2 被告の反論

(1) 原告は、前記 1 のとおり、薄弱な根拠に基づいて、「はずである」、「考えら

れる」などと憶測を積み重ねることにより、電子メールその他の文書が作成・取得されたことがうかがわれる旨を主張するが、原告が根拠とする事情は、これらを併せても、およそ文書の作成・取得を推測させるに足りるものではない。本件における令和4年7月12日から同月14日までの3日間の内閣官房及び内閣府が内閣法制局に対して意見照会を行った際のやり取りの内容は、被告がこれまでに陳述・提出した答弁書及び準備書面並びに乙第5号証及び乙第7号証ないし乙第10号証等により主張・立証（反証）してきたとおりであるところ、答弁書第7（21ないし24ページ）及び被告準備書面(1)第2（9ページ）で述べたとおり、本件各文書について、内閣官房及び内閣府において作成又は取得していないか、作成又は取得したことがあるものがあつたとしても、使用目的終了後、遅滞なく廃棄している。

よって、原告の前記1の主張は、当を得ないものであるというほかない。

(2) なお、甲9文書は、内閣官房及び内閣府が、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うこと」（甲9表題部参照）に関して、内閣法制局とやり取りして作成した文書である。

他方、甲35文書は、内閣官房及び内閣府が、個別事案である「安倍元総理大臣の葬儀の形式について」（甲35表題部参照）作成した文書であつて、内閣法制局は甲35文書の作成につき、何ら「指導・関与」していない。

第3 国葬儀についての検討態勢に係る原告の主張は理由がないこと

1 原告の主張

原告は、「当時の検討対象は、①葬儀の形式を国葬儀にするか、あるいは別の形式にするか、②葬儀の形式を国葬儀とする場合に閣議決定を根拠にできるのか、といった点であつた。そのような重要事項を、被告が特定した担当者レベルの者、すなわち参事官と企画官、あるいは課長と課長補佐という職位者が決定できるはずがない。」と主張し、かかる主張を前提として、被告が決裁ライン

についての裁判所の質問に十分回答していないと論難し、また、「閣議決定の付議に先立つ検討段階から、関連する各種の情報の共有や報告が、これら決裁ラインの人々に対してなされていたはずであり、その際には、正確性確保や迅速性確保の観点から、口頭ではなくメールや書面で情報提供や相談がされていたはずである。」と主張する（原告第2準備書面8及び9ページ）。

2 被告の反論

しかし、本件訴訟の審判対象である訴訟物や争点に関する本件各開示請求に係る行政文書は、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」であるところ、本件で問題となっているのは、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるかという法律問題であって、この点の検討は、被告準備書面(3)第1の1(2)及び2(2)（2ないし4ページ）で述べたとおり、内閣官房及び内閣府における定例的・定型的な業務ではない総理大臣経験者の葬儀の形式という事案に鑑み、保秘の観点から、内閣官房においては西澤元参事官らの2名のみ、内閣府においては中嶋元課長らの2名のみでそれぞれ検討を行ったものである¹。なお、内閣官房においては、内閣法制局の指摘を踏まえて修正した後の案段階文書について、御厩敷元企画官が内閣総務官と西澤元参事官に共有したほか、内閣法制局長官まで了であることを西澤元参事官が電話で上司である内閣総務官に報告した（乙7・2及び3ページ、乙8・1及び2ページ）。また、内閣府においては、中嶋元課長が、内閣府幹部（事務次官、大臣官房長）に内閣法制局の了解が得られた旨

¹ なお、その検討の過程において内閣法制局に意見を求めているが、内閣官房及び内閣府において、同じく内閣に置かれる機関である内閣法制局に対して意見を求めることは、法令の解釈を確認するために一般的に行われている業務の一つであるため、内閣官房及び内閣府においては、内閣法制局に対して意見を求めることは、一般に決裁が必要とされておらず、このことは、内閣官房及び内閣府が令和4年7月12日ないし同月14日に国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて内閣法制局に相談した際も同様であったことは、被告準備書面(3)第1の1(2)及び2(2)（3及び4ページ）で述べたとおりである。

甲 9 文書をもとに報告した（乙 9・2 枚目）。なお、以上のとおり、被告は、本件訴訟の審判対象である訴訟物や争点との関係を踏まえた裁判所の求釈明に真摯かつ十分な回答をしているのであって、これが不十分であるとの原告の指摘は当たらない。

そして、内閣官房及び内閣府において、閣議決定を根拠として国の儀式である国葬儀を行うことが可能であるとの法的整理を行った後、「故安倍晋三の葬儀の執行について」、内閣官房において閣議付議の決裁を行い（甲 3 7）、また、内閣府においても閣議請議の決裁を行った（甲 3 9）上で、令和 4 年 7 月 2 2 日に閣議決定された（甲 3）ものである。

したがって、原告の前記 1 の主張は理由がない。

第 4 原告の求釈明事項に対する回答

1 「被告は、本件開示請求の対象文書の意味を具体的にどのような内容と解釈したのか。」（原告第 2 準備書面第 4 の 4 (1)・1 0 及び 1 1 ページ）について

本件各開示請求に係る行政文書として特定した内容は、被告準備書面(3)第 3 の 1 (1)（5 及び 6 ページ）で述べたとおりである。

この点、原告は、大阪地方裁判所令和 7 年 6 月 5 日判決（甲 4 0）が、「「御庁が業者との間でやり取りした内容を記録した文書」とは、各省の担当者と業者との間で行われた言葉のやり取り（交渉、依頼、要請、拒否、確認、連絡等）の内容が記録された文書をいい、ある程度抽象化されたもの（やり取りの概要や要点）でもよい」と判示し、同事案の被告国の主張（上記文書は「やり取りした内容そのものが記録されたもの」をいい、その概要や要点を記録した文書は含まれない旨の主張）を排斥しているなどとした上で、被告は、「やり取りした内容を記録した文書」の意味を、「「やり取りした内容そのものが記録されたもの」を言い、その概要や要点を記録した文書は含まれない」との立場をとるのか、あるいは、「大阪地裁判決が採用した立場をとるのか」明らかにすべきで

あると主張する（原告第2準備書面10及び11ページ）²。

しかし、開示請求を受けた行政機関の長は、開示請求によって特定された行政文書について、当該特定された行政文書について不開示事由があるかどうかなどを検討の上、開示すべきかどうかを判断すべきであり、かつ、これで足りるところ、本件各開示請求においては、前記第1の2(1)で述べたとおり、「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切」と特定され、これについて内閣総務官及び内閣府大臣官房長は判断したものであって、単に「やり取りした内容が記録された文書」と特定されたわけではない。

このように、本件各開示請求に係る行政文書を特定する要素のうち「やり取りした内容が記録された文書」という文句のみを取り出して検討すること自体不相当であるし、ましてや、被告として、本件訴訟とは別の行政文書に係る下級審裁判例の判示と同じ解釈をとるのかどうかを明らかにすべき立場にもない。

よって、原告の上記求釈明事項に対しては、回答の要を認めない。

- 2 「文書類型(ii)、(vi)、(vii)で、①または②に該当するとされた文書につき、それぞれ、以下の事項を明らかにされたい。なお、各類型に該当する文書が複数存在する場合には、それぞれの文書ごとに、個別に、(1)～(5)を明らかにされたい。」（原告第2準備書面第4の4(2)・11ないし13ページ）について
- (1) 被告準備書面(2)第1の3(1)(6及び7ページ)及び被告準備書面(3)第3の1(2)(6ないし13ページ)で述べたとおり、文書類型(ii)、(vi)、(vii)について、本件開示請求1の対象文書（本件文書1）である「国の儀式とし

² なお、大阪地方裁判所令和7年6月5日判決（甲40）判決は、「やり取りした内容が記録された文書」の意味について、本文において記載した原告の引用する判示部分にとどまらず、それに続いて「これにより決定された事項や方針（やり取りの結果）だけが記録された文書は上記特定事項（引用者注：御庁が業者との間でやり取りした内容を記録した文書）には含まれないものと解するのが相当である。」と判示している。

て行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。ただし、令和4年9月26日付け閣総第556号-3で開示された「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて」を除く。」又は本件開示請求2の対象文書（本件文書2）である「国の儀式として行う総理大臣経験者の国葬儀を閣議決定で行うことについて、令和4年7月12日～14日に内閣法制局とやりとりした内容を記録した文書一切。※府総第924号令和4年9月26日付で開示の実施をした文書（4枚）を除く。」に含まれる文書は不存在である。

本件各文書については、内閣官房及び内閣府において作成又は取得していないか、作成又は取得したことがあるものがあつたとしても、使用目的終了後、遅滞なく廃棄している。このことは、答弁書第7（21ないし24ページ）及び被告準備書面(1)第2（9ページ）で述べたとおりである。

(2) なお、被告が、被告準備書面(2)第1の3(1)（6及び7ページ）において、原告の用いていた「(ア)」ないし「(ウ)」(同5ページ)をそのまま用いずに、「後記①のとおり」又は「後記②のとおり」として、「…含まれるものとしては不存在」という記載ぶりを用いたのは、原告が、原告第1準備書面第5の3（17ないし19ページ）において、「本件各開示請求の対象文書」という限定を何ら付すことなく、「(i) ないし(vii)」の類型に該当する文書について釈明を求めており、本件各開示請求の対象文書とは異なる内容の文書をも含むのか不分明なところがあつたため、念のため、回答の範囲を本件各開示請求に限定する趣旨を明らかにするためである。

3 「内閣法制局への照会内容について」（原告第2準備書面第4の4(3)・13ページ）について

この点に対する回答については、被告準備書面(1)第1の2(1)（5及び6ページ）、被告準備書面(2)第1（2及び3ページ）及び被告準備書面(3)第3の2

(13ページ)で述べたとおりであるほか、原告のいう「将来に関する記載」(甲9文書における「国費をもって国の事務として行う葬儀を、将来にわたって一定の条件に該当する人について、必ず行うこととするものではないこと」の記載)については、被告準備書面(2)第2の4及び5(10及び11ページ)で述べたとおり、内閣法制局からの指摘を踏まえて案段階文書に追記したものである。

なお、内閣法制局は甲35文書の作成につき、何ら「指導・関与」していない。

4 甲35文書が国民にいつ公開されたのか(令和7年12月23日の第5回口頭弁論調書2ページ)について

甲35文書は、令和5年1月13日に、内閣府ホームページに掲載された。

また、公表自体については、令和4年12月22日に行われた官房長官会見の冒頭発言において、甲35文書を含む冊子(「故安倍晋三国葬儀に関する意見聴取結果と論点の整理」)について発言がされ、記者に対して、甲35文書を含む冊子全体版が配付された(乙17、乙18)。

以 上